

手数料に関する規則の一部改正

1. 手数料に関する規則（平成16年5月6日通知）

新	旧
<p>(残高証明書交付手数料)</p> <p>第12条 DVP参加者は、担保指定証券残高及び参加者基金預託残高の証明書の交付を受けた場合には、次に定める残高証明書交付手数料を当社に納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) DVP参加者が、書面による当該証明書の交付を請求した場合には、各証明書1通につき500円とし、送料相当額として1件につき<u>420円</u>を加算した額とする。ただし、1通の枚数が10枚を超えるものについては、10枚を超える枚数1枚につき10円を加算するものとする。</p>	<p>(残高証明書交付手数料)</p> <p>第12条 DVP参加者は、担保指定証券残高及び参加者基金預託残高の証明書の交付を受けた場合には、次に定める残高証明書交付手数料を当社に納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) DVP参加者が、書面による当該証明書の交付を請求した場合には、各証明書1通につき500円とし、送料相当額として1件につき<u>330円</u>を加算した額とする。ただし、1通の枚数が10枚を超えるものについては、10枚を超える枚数1枚につき10円を加算するものとする。</p>

2. 附則

この改正規定は、平成21年8月3日から施行する。

以 上